

○東根市建設工事低入札価格調査制度取扱実施要領

平成21年11月4日告示第73号の1

改正

平成23年8月29日告示第69号の1

平成26年3月24日告示第22号

令和5年12月19日告示第118号

東根市建設工事低入札価格調査制度取扱実施要領

(目的)

第1条 この要領は、東根市低入札価格調査制度取扱要綱（平成18年告示第60号。以下「要綱」という。）に基づく建設工事において、調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第3条に規定する調査基準価格は、市長が次により算出した額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

②共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額

③現場管理費相当額に10分の9.5を乗じて得た額

④一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額

(2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.5の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乘じて得た額とする。

(3) 各工事ごとに設定する調査基準価格をその記載内容に含む予定価格書は別紙のとおりとする。

一部改正〔平成23年告示69号の1〕

（調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応）

第3条 入札執行者は、入札の結果、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、入札参加者全員に対して落札者の決定を保留する旨を宣言し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、落札者は後日決定する旨を告知して、入札を終了するものとする。

2 所管課長は、要綱第4条の規定に基づき、前項の最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを具体的に判断するために、次に掲げる事項について、当該最低価格入札者からの事情調取及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。ただし、東根市公正入札調査委員会が事情聴取を必要としないと認める場合は、事情聴取を省略することができる。

- （1） その価格により入札した理由（必要に応じ、当該入札書に係る工事費内訳書を提出させるものとする。）
- （2） 契約対象工事付近における手持工事の状況
- （3） 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- （4） 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- （5） 手持資材の状況
- （6） 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- （7） 手持機械及び手持設備の状況
- （8） 労務者の具体的な供給見通し
- （9） 過去に施工した公共工事名及び発注者
- （10） 経営内容
- （11） （1）から（10）までの事情聴取した結果についての調査検討
- （12） （9）の公共工事の施工成績の状況
- （13） 経営状況（取引金融機関、保証会社等へ照会するものとする。）
- （14） 信用状況（建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、借金不払

の状況、下請代金の支払遅延状況、その他)

(15) その他の必要な事項

(数値的判断における失格基準)

第4条 調査基準価格を下回る入札を行った全ての者について、その者の提出した積算内訳書において計上されている次の各号に掲げる経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たない場合は失格とする。

(1) 直接工事費 85パーセント

(2) 共通仮設費相当額 85パーセント

(3) 現場管理費相当額 85パーセント

(4) 一般管理費等 60パーセント

2 工事の性質上特に必要があると認めるときは、前項第1号に定める率に代えて、75パーセントから85パーセントの範囲内の適宜の率を用いることができる。

3 積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない入札者は失格とする。

(低入札価格調査における失格基準)

第5条 東根市公正入札調査委員会は、要綱第5条に基づいて付議されたものが次の各号のいずれかに該当するときは、対象者を落札者とししないものとする。

(1) 対象者が調査に応じないとき又は調査資料を指定期日までに提出しないとき。

(2) 対象者に契約の意思がないことを確認したとき。

(3) 対象者が入札金額の範囲内で適正な施工が確保できることを証明できないとき。

(4) 当該工事の施工に必要な経費が入札金額を超えるとき。

附 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成23年8月29日告示第69号の1）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日告示第22号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月19日告示第118号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別紙（省略）